

教職員・研究者の海外渡航に関する指針

平成 25 年 9 月 10 日 危機管理委員会

国立大学法人としての安全配慮義務に基づき、東京外国語大学の教職員・研究者が本学の命令・承認の下に行う海外渡航（外国出張及び海外研修）については、危機管理の観点から、外務省発出の渡航情報（危険情報）に従い、次のとおりとする。

外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

	外務省渡航情報（危険情報）	本学対応
1	「十分注意してください。」	危機管理に十分注意を払うことを条件に渡航を許可する。
2	「渡航の是非を検討してください。」	十分な安全措置を講じることを条件に渡航を許可する。渡航中の者にあつては、十分な安全措置を講じることを指示する。
3	「渡航の延期をお勧めします。」	原則として、延期若しくは中止とする。渡航中の者にあつては、途中帰国若しくは退避させるものとする。
4	「退避を勧告します。」	中止または即時退避させる。

なお、渡航先情勢を総合的に判断して、必要と判断される場合には、上記危険情報に関わらず渡航の延期、中止または帰国の勧告を行うことがある。

海外渡航にあつては、必ず事前に必要な申請手続きを行い、また、海外旅行任意保険に自己の責任に於いて加入することとする。

安全対策の 4 つの目安（カテゴリー）

「十分注意してください。」	その国・地域への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けていただくよう、おすすめるものです。
「渡航の是非を検討してください。」	その国・地域への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行っていただき、渡航される場合には、十分な安全措置を講じることをおすすめるものです。
「渡航の延期をお勧めします。」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ延期されるようおすすめるものです。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがあります。
「退避を勧告します。」 渡航は延期してください。」	その国・地域に滞在している全ての日本人の方々に対して、滞在地から、安全な国・地域への退避（日本への帰国も含む）を勧告するものです。この状況では、当然のことながら新たな渡航は延期してください。

（出典：外務省海外安全ホームページ）